7　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

第八条後段を次のように改める。

この場合において、前条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「別に定める事項」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項に次の二号を加える。

十二　持株レバレッジ比率の構成に関する事項

十三　前四半期の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

第九条第二項中「別紙様式第三号により」の下に「、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「別に定める事項」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加える。

第十七条第一項中「別に定める事項」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加える。

別紙様式第五号の次に次の一様式を加える。

（別紙様式第六号）

（単位：百万円、％）

| 国際様式（表２）の該当番号 | 国際様式（表１）の該当番号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---|---|---|---|---|
| オン・バランス資産の額　(1) | | | | |
| 1 | | 調整項目控除前のオン・バランス資産の額 | | |
| 1a | 1 | 連結貸借対照表における総資産の額 | | |
| 1b | 2 | 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△） | | |
| 1c | 7 | 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。） | | |
| 1d | 3 | 連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△） | | |
| 2 | 7 | Tier１資本に係る調整項目の額（△） | | |
| 3 | | オン・バランス資産の額　(イ) | | |
| デリバティブ取引等に関する額　(2) | | | | |
| 4 | | デリバティブ取引等に関する再構築コストの額 | | |
| 5 | | デリバティブ取引等に関するアドオンの額 | | |
| | | デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 | | |
| 6 | | 連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 | | |
| 7 | | デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△） | | |
| 8 | | 清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額（△） | | |
| 9 | | クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額 | | |
| 10 | | クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△） | | |
| 11 | 4 | デリバティブ取引等に関する額　(ロ) | | |
| レポ取引等に関する額　(3) | | | | |
| 12 | | レポ取引等に関する資産の額 | | |
| 13 | | レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△） | | |
| 14 | | レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額 | | |
| 15 | | 代理取引のエクスポージャーの額 | | |
| 16 | 5 | レポ取引等に関する額　(ハ) | | |
| オフ・バランス取引に関する額　(4) | | | | |
| 17 | | オフ・バランス取引の想定元本の額 | | |
| 18 | | オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△） | | |
| 19 | 6 | オフ・バランス取引に関する額　(ニ) | | |
| 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率　(5) | | | | |
| 20 | | 資本の額　(ホ) | | |
| 21 | 8 | 総エクスポージャーの額（(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)）　(ヘ) | | |
| 22 | | 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率（(ホ)／(ヘ)） | | |